◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九七号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七五号。以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、ホムラハコネサンショウウオ等を追加等することとした。（別表第一関係）

2　法第四条第五項の政令で定める特定第一種国内希少野生動植物種として、1の種のうちタカネマンテマを追加することとした。（別表第三関係）

3　法第四条第六項の政令で定める特定第二種国内希少野生動植物種として、1の種のうちホムラハコネサンショウウオ等を追加することとした。（別表第四関係）

4　法第六条第二項第四号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、1の種のうちゲンゴロウ等の卵及びタカネマンテマの種子を追加することとした。（第二条関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　この政令は、令和五年一月一日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第三九八号）（厚生労働省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の保育所に係る居室の床面積の特例を講ずる期限を、令和七年三月三一日に延長することとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第三九九号）（法務省）

1　国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

政令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百八十七号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第八項、第四十九条第一項、第百三十一条第一項ただし書、第百四十三条第十六項第一号及び第百九十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の八中「においては」を「には、選挙の当日に」に、「のうち選挙の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第五十二条中「選挙人は」の下に「選挙の当日に」を加え、「のうち選挙の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第百十条の五第一項第二号イ中「十一」を「十」に改める。

別表第三岩手県の項の次に次のように加える。

福島県	
第三区	二箇所

別表第三新潟県の項中「第二区」を「第一区」に、「第六区」を「第五区」に改め、同表長崎県の項中「第三区　三箇所」を「第二区　二箇所　第三区　二箇所」に改める。

別表第五衆議院小選挙区選出議員の選挙区の項中「新潟県第二区及び第六区」を「福島県第三区、新潟県第一区及び第五区」に、「並びに」を「、長崎県第二区及び第三区並びに」に改め、「長崎県第三区、」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十九号）の施行の日から施行する。ただし、第四十九条の八及び第五十二条の改正規定並びに次条第二項の規定は、令和五年三月一日から施行する。

（適用区分）

第二条　この政令による改正後の公職選挙法施行令（次項において「新令」という。）第百十条の五第一項第二号、別表第三及び別表第五の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

2　新令第四十九条の八及び第五十二条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄